

使用前検査変更申請書

廃炉発官R2第126号
令和2年9月11日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

令和2年7月16日付け廃炉発官R2第90号をもって申請した
滞留水移送装置に係る使用前検査申請書の記載事項を変更したので、
東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び
特定核燃料物質の防護に関する規則第19条第3項の規定により、
次の通り変更内容を説明する書類を提出します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 滞留水移送装置[※]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) 滞留水移送ポンプ (完成品) 1台 ・ 2号機タービン建屋床ドレンサンプ 滞留水移送ポンプ (完成品) 1台 ・ 2号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (A) 滞留水移送ポンプ (完成品) 1台 ・ 2号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) 滞留水移送ポンプ (完成品) 1台 <p>主要配管[※]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) から1号機タービン建屋ストレナユニット分岐部までの一部 ・ 2号機タービン建屋床ドレンサンプから2号機タービン建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部 ・ 2号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (A) から2号機廃棄物処理建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部 ・ 2号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) から2号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (A) までの一部 <p>※ 実施計画Ⅱ.2.5.2.1 主要仕様参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年8月14日 (実施計画の変更認可年月日：令和2年7月14日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和2年9月24日 至 令和2年11月26日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期</p>	<p>令和2年12月28日</p>

変更事由

- ・ 「添付資料－1：工事の工程に関する説明書」に誤記があったため変更する。

注) 下線は、変更箇所を示す。

工事の工程に関する説明書

項目		令和2年											
		1	2	3	...	6	7	8	9	10	11	12	
滞留水移送装置	滞留水移送装置						▼						
	1/2号機(B系)						┆			☆	-----	☆	△

— : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の認可

以 上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

1号機 タービン建屋および廃棄物処理建屋内

: 管理対象区域

2号機 タービン建屋および廃棄物処理建屋内

: 管理対象区域

免震重要棟

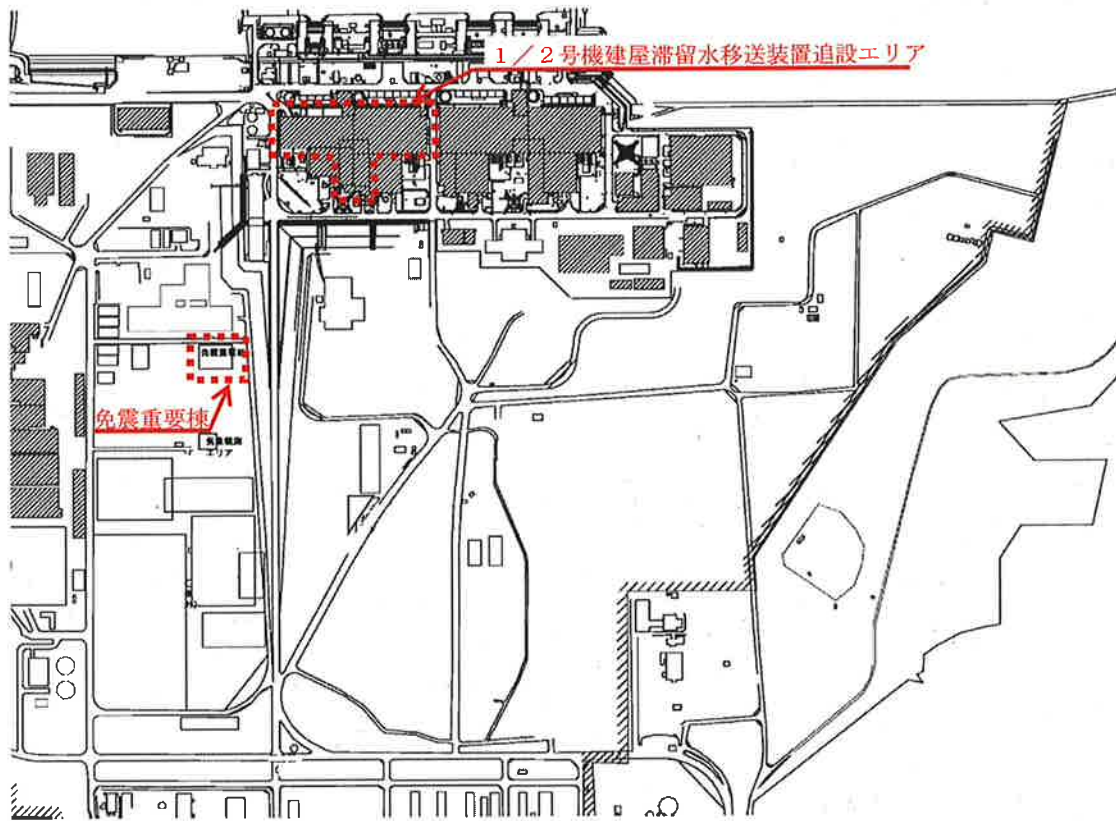
: 非管理区域

別添一 1 : 検査場所図

別添一 2 : 検査系統概略図

以 上

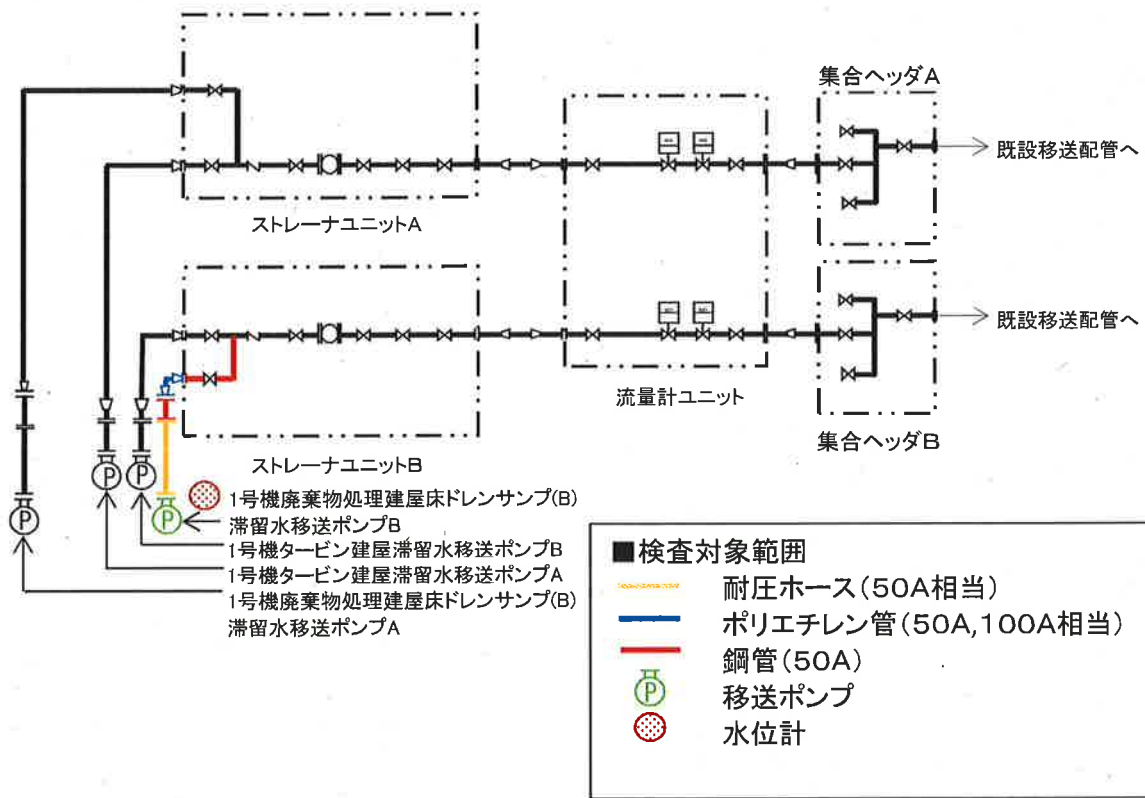
検査場所図



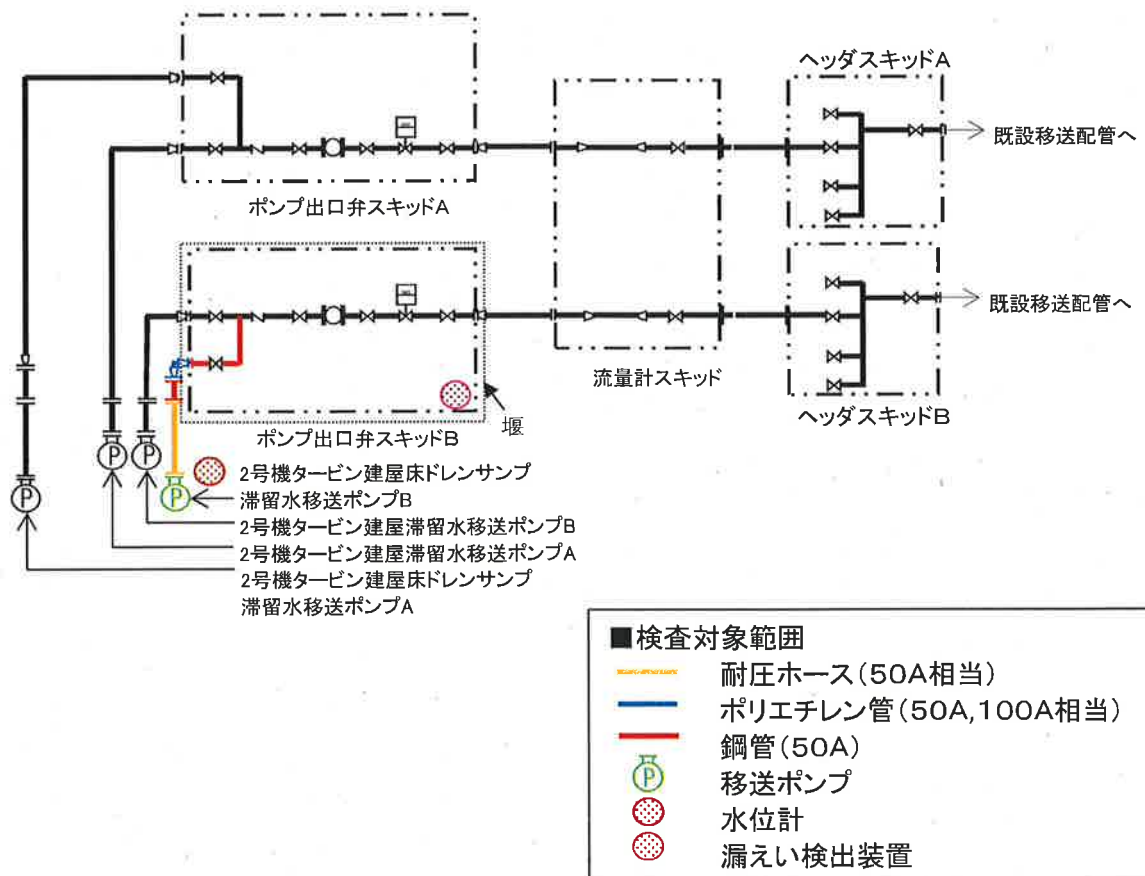
福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

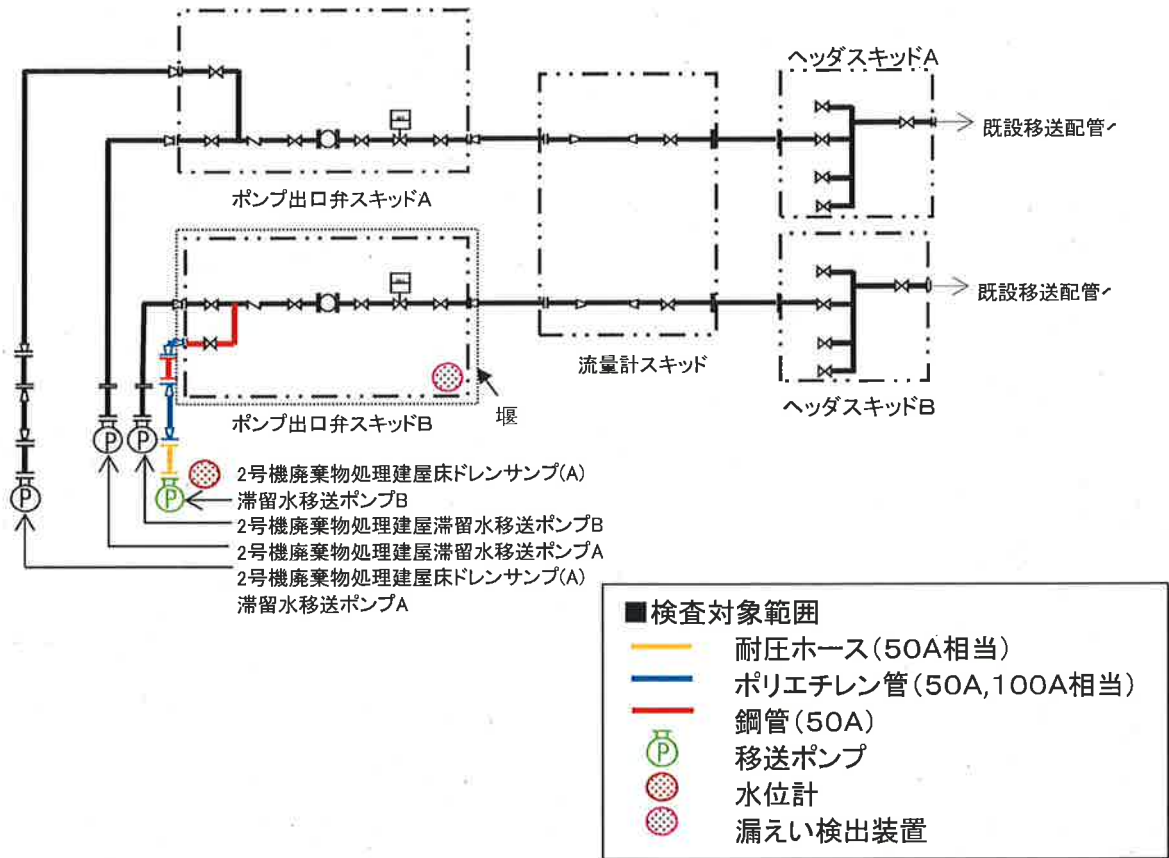
検査系統概略図(1号機Rw/B~T/B)



検査系統概略図(2号機T/B)



検査系統概略図(2号機Rw/B)



検査系統概略図(サンパ間移送ライン(2号機Rw/B))

